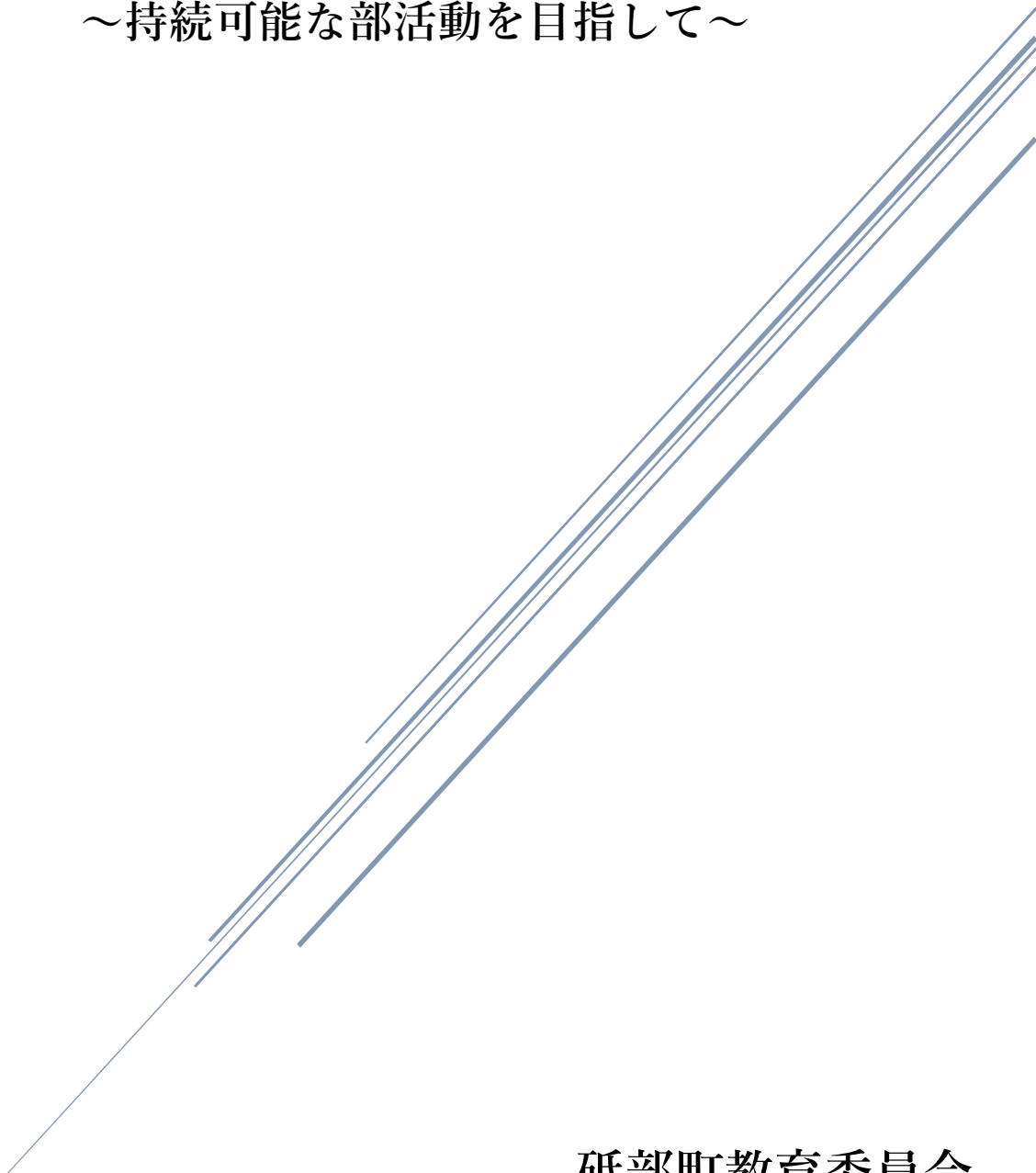


砥部町立中学校における

部活動の方針

～持続可能な部活動を目指して～



砥部町教育委員会

令和2年3月改定

目次

1.方針策定の趣旨	1
2.適切な部活動運営のための体制整備	2
(1)部活動の方針の策定等	
(2)指導・運営に係る体制の構築	
3.合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取り組み	3
(1)適切な指導の実施	
(2)部活動用指導手引の活用	
4.適切な休養日の設定	4
(1)休養日	
(2)活動時間	
5.生徒のニーズを踏まえた環境の整備	5
(1)生徒のニーズを踏まえた部の設置	
(2)地域との連携等	
6.学校単位で参加する大会等の見直し	5



1.方針策定の趣旨

学校の部活動は、スポーツや芸術文化等に興味・関心がある生徒が参加し、部顧問の指導の下、学校教育の一環として体力や技能、また、豊かな感性・情操や創造力等を育み、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図るなど、教育的意義が大きく、多様な学びの場として生徒の心身の成長に貢献している。

しかしながら、社会情勢の変化等により、教育等に関わる課題が複雑・多様化する中、勝利至上主義の過度な練習による生徒の心身の負担、顧問となる教職員の長時間労働など、部活動における課題も顕在化し、少子化による生徒、教職員の減少を踏まえ、持続可能な部活動の在り方について見直す必要がある。

このような中、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が、同年 12 月に文化庁が、運動部及び文化部それぞれの「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、愛媛県においても、それぞれについて「部活動の在り方に関する方針」を示した。

本町においても、当該ガイドライン及び県方針に基づき、以下の点を重視して、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、地域・学校・競技種目または活動目的等に応じた多様な形で部活動が持続していくことを目指し、「砥部町立中学校における部活動の方針（以下「本方針」という。）を策定するものである。

○徳・知・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部にあっては、生徒がスポーツを楽しむことで、運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。文化部にあっては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を図ること。また、それぞれの部活動を通して、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

○生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

○学校全体として、部活動の指導及び運営に係る体制を構築すること。

【参 考】

－中学校 学習指導要領 総則－

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」

2.適切な部活動運営のための体制整備

(1)部活動の方針策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記アの活動方針及びイの活動計画を学校ホームページにより公表する。
- エ 教育委員会は、学校が行う上記の取り組みが効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等の支援を行う。

(2)指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ 教育委員会は、中学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担等の実態を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を任用し、配置する。
- ウ 部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、以下の点に留意し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
 - 部活動の位置付け
 - 教育的意義
 - 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
 - 安全の確保や事故発生後の適切な対応
 - 生徒の人格を傷つける言動、体罰の根絶
 - 服務（校長の監督を受けること、生徒・保護者の信頼を損ねる行為の禁止等）の遵守
- エ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

¹ 学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツまたは芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

カ 教育委員会は、部顧問を対象とするスポーツまたは芸術文化等の指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適正な運営に係る実効性の確保を図るため、研修等の取り組みを行う。

キ 教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定)及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3.合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

(1)適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び愛媛県教育委員会が平成 27 年 3 月に作成した「運津部活動運営ガイド-改訂版-」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害、外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や、活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針(公益財団法人日本スポーツ協会)」等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止も視野に入れ、柔軟に対応を検討する。

イ 教育委員会は、上記アの徹底について、学校保健安全法等を踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 部顧問は、トレーニング効果を得ることや、バランスのとれた健全な成長の確保のためには休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、スポーツ障害・外傷リスクを高めることや、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解しなければならない。

いずれの部活動においても、生徒の体力または芸術文化等の能力向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、以下の点に留意し、休養を十分に取つつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

○生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

- 運動部にあっては、競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを、文化部にあっては、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動方法を積極的に導入すること。
- 専門的知見を有する保健体育担当教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2)部活動用指導手引の活用

ア 部活動顧問は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体²や文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成・公開する指導手引を活用して、3-(1)に基づく指導を行う。

4.適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるようするほか、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究³も踏まえ、以下を基準とする。

(1)休養日

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2)活動時間

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末

² スポーツ競技団体の国内総括団体

³ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について(平成29年12月18日 公益財団法人 日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

を含む。)は3時間程度とし、できる限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

5.生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

(1)生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 生徒の1週間の総運動時間は、男女とも二極化の状況にある。また、部活動における生徒のニーズは、競技力や技能等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度の頻度で行なえる等多様である。しかしながら、現在の部活動が、性別や障がいのある生徒等も含めて、生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、校長は、それらに対応した活動ができる部を設置するよう努める。

(2)保護者・地域等との連携

ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境または芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った部活動環境整備を進める。

イ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育を推進し、スポーツ及び芸術文化等の活動に親しむ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、本方針の取り組みを推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6.学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、学校の部が参加する大会等や、要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査する。